

## 青森県「外国人にやさしい立ち寄り施設」調査実施業務・企画提案公募要領

### 1. 担当部署

青森県観光交流推進部 誘客交流課 国際誘客グループ

○住所：〒030-8570 青森県青森市長島 1-1-1

○電話：017-734-9219（直通）

○メール：shinkanko@pref.aomori.lg.jp

### 2. 委託業務名

青森県「外国人にやさしい立ち寄り施設」調査実施業務

### 3. 業務概要

#### (1) 実施目的

県内事業者や観光関係施設を対象とした外国人観光客の受入環境に関する現地調査及び受入環境の整備に向けたフォローアップを実施し、外国人観光客増加に向けて受入環境整備を図る。

#### (2) 最優秀提案者（採用者）数及び見積限度額

最優秀提案者数：1 者

見積限度額：金 2,687,000 円以内（消費税及び地方消費税額を含む）。

#### (3) 履行期限

令和7年3月28日（金）

### 4. 業務内容

別紙青森県「外国人にやさしい立ち寄り施設」調査実施業務仕様書（案）のとおり。なお、最終的な仕様書等については、本企画提案の最優秀提案者との協議により決定する。

### 5. 企画提案公募への参加資格

本業務委託の実施に必要な能力を有し、別紙1「青森県「外国人にやさしい立ち寄り施設」調査実施業務企画提案公募参加資格」に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

## 6. 企画提案公募スケジュール

NO	期限若しくは日程	内 容
①	令和6年11月18日（月）	質問書の提出期限
②	令和6年11月22日（金）	質問に対する回答（本企質問書提出者全てに対して電子メールにより回答する）
③	令和6年11月27日（水）	参加表明書、企業概要の提出期限
④	令和6年12月4日（水）	企画提案書の提出期限
⑤	令和6年12月5日（木）、6日（金）、9日（月）	審査会の実施（審査員による書面審査）
⑥	令和6年12月10日（木）	審査結果の通知
⑦	令和6年12月11日（金）以降	最優秀提案者と契約締結に向けた協議開始
⑧	令和6年12月中旬以降	契約締結

## 7. 企画提案に係る詳細

### （1）企画提案書作成に関する質問書の提出

項 目	詳 細
提出書類	質問書（様式3。質問等がない場合は提出不要）
提出期限	令和6年11月18日（月）17時（ <u>必着</u> ）
提出先	本要領「1. 担当部署」に記載のとおり。
提出方法	持参（土、日、祝日を除く。提出部数1部。）または電子メールにより提出すること（代表者印の押印は不要）。

### （2）質問に対する回答

項 目	詳 細
回答日	令和6年11月22日（金）
回答方法	本企質問書提出者全てに対して電子メールにより回答する（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること）。
その他	受付期間以外の質問については回答しないので留意すること。

### (3) 参加表明書、企業概要の提出

項目	詳細
提出書類	参加表明書（様式1）、企業概要（様式2） ※企業概要（様式2.）における「事業内容」及び「会社の特徴」項目は、簡潔に記入すること（概念図、写真、イラスト等は掲載可）
提出期限	令和6年11月27日（火）17時（ <b>必着</b> ）
提出先	本要領「1. 担当部署」に記載のとおり。
提出方法	持参（土、日、祝日を除く。提出部数1部。）または電子メールにより提出すること（代表者印の押印は不要）。
参加資格の可否及び喪失	参加表明書（様式1）を提出した者は、本企画提案公募への参加資格を有するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。 ①本手続きにおいて、提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。 ②本手続きの期間中に、別紙1「青森県「外国人にやさしい立ち寄り施設」調査実施業務企画提案公募参加資格」に掲げる要件に該当しなくなったとき。
その他	参加表明後に辞退する場合、速やかに提案辞退届（様式任意）を提出すること。

### (4) 企画提案書の提出

項目	詳細
提出書類	様式は任意で、日本産業規格A4又はA3サイズ（折り込むこと）を基本とし、それぞれページを付すこととする。
提出期限	令和6年12月4日（水）17時（ <b>必着</b> 。郵送の場合、発送後であっても、未着の場合は期限内に提出がなかったものと見なす）
提出先	本要領「1. 担当部署」に記載のとおり。
提出方法	持参（土、日、祝日を除く。）または郵送により <b>5部</b> 提出すること。
企画提案内容	①別紙青森県「外国人にやさしい立ち寄り施設」調査実施業務仕様書（案）の項目に基づき、企画提案すること。 提案の記載順は別紙2 青森県「外国人にやさしい立ち寄り施設」調査 ②実施業務に係る企画提案審査基準（以下、「審査基準」という。）に記載された評価項目順とすること。
その他	提出された書類は返却しない。

## (5) 審査会の実施

項目	詳細
審査日	令和6年12月5日(木)、6日(金)、9日(月)
審査方法	提出された企画提案書の内容を <u>書面で審査</u> (提案者によるプレゼンはない)し、最優秀提案者を選定する。
審査	審査基準に掲げた各項目について評価し、点数化の上、合計点が最も高い1者を最優秀提案者として選定する。なお、合計点が最も高い者が複数となった場合は、審査員の協議により選定する。
その他	参加者が1者の場合でも、審査員1人あたりの平均点数が満点の1/2未満の場合は「最優秀提案者なし」とする。

## (6) 審査結果の通知(最優秀提案者の決定)

項目	詳細
通知日	令和6年12月10日(火)
その他	審査結果についての質問は受け付けない。

## (7) 最優秀提案者との契約締結に向けた協議及び締結内容

- 最優秀提案として選定された企画提案書を参考に、業務内容及び金額の協議を行う。
- 業務内容に関して、最優秀提案者の企画提案書内容をそのまま実施することを約束するものではなく、詳細について協議の上、決定する。なお、最優秀提案者との協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議を行うことがある。
- 協議が整った場合には、随意契約の相手方として見積を徴取した上で、契約を締結する。
- 発注者が必要と認めるときは、委託料の全額又は一部を受注者に対して前払いすることができる。

## 8. その他の留意事項

- 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- 本企画提案の実施に当たって要した経費(提出書類の作成、郵送代等)は全て参加者の負担とする。
- 提出された書類等に虚偽の記載がある場合は、当該提案を無効とする。
- 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- 企画提案書等の提出後の修正または変更は原則として認めない。